

自転車交通安全教育の時間 平成30年4月号（第54号）

高知県警マスコット

Traffic Safety News



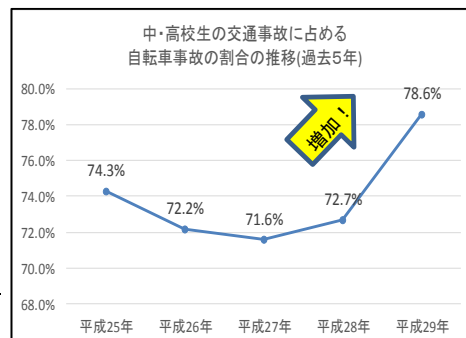
～ 交通事故にあわない・おこさないために ～

1. 「Traffic Safety News (TSN)」について

新学期が始まりました。新しい学校に入学して、自転車通学を始めた人も多いのではないのでしょうか。

自転車は、気軽で便利な乗り物として、乗り慣れているかと思いますが、交通ルールを守り安全運転をすることが大切です。

県内で発生した中・高校生の交通事故のうち自転車による交通事故の割合は平成27年から増加傾向にあり、平成29年は、**78.6%**（103件中81件）と非常に高い割合を占めています。



こうしたことから、中・高校生の交通事故の特徴や最新のデータをもとに、自転車に関する交通ルールや自転車を運転する際に気を付けてもらいたいことなどをまとめ、交通安全教育教材「Traffic Safety News(TSN)」として、毎月1回(8月を除く。)、県内全ての中学校・高校にお知らせしています。

交通事故に遭わない、交通事故を起こさないために、「TSN」でこれから一緒に勉強していきましょう。

2. 「自転車も自動車の仲間」 ～自転車でも守るべきルール～

自動車



原付バイク



軽車両(自転車等)



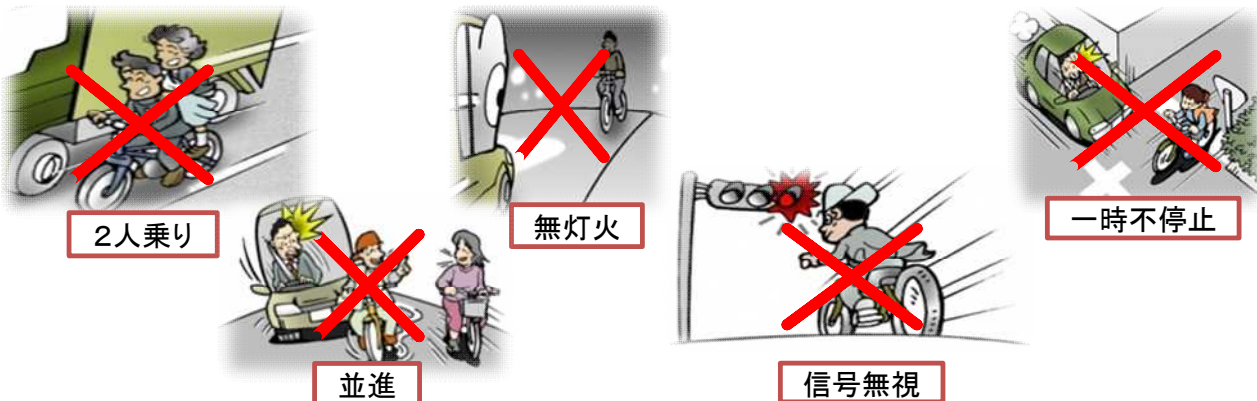
自転車は、「軽車両」として道路交通法により自動車や原付バイク等と同じ「車両」の仲間とされています。そのため自転車を運転する場合、守らなければならない様々な交通ルールがあります。その交通ルールのうち、特に重要なものを取り上げたのが「**自転車安全利用五則**」です。

まずは、これをしっかりと守ることから意識し、安全運転を心がけましょう。

～自転車安全利用五則～

- | | |
|---------------------|--|
| ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外 | ② 車道は左側を通行 |
| ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行 | ④ 安全ルールを守る |
| ⑤ 子どもはヘルメットを着用 | ☐ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
☐ 夜間はライトを点灯
☐ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |

これらの運転は、大変危険です！！



5月は「自転車安全利用促進月間」です。

県内でも「自転車マナーアップキャンペーン」が5月1日～31日までの間に開催されます。自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を目的に、自転車街頭指導や自転車安全教室、高校生による自転車交通安全リーダー研修会などが行われます。自転車も車両ですので、交通ルールを守って安全に利用しましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成30年5月号（第55号）

Traffic Safety News

～ 登下校中の交通事故に注意!! ～

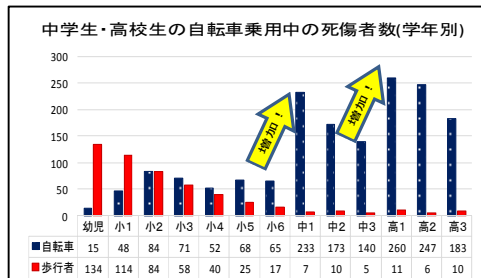


1. 中学生・高校生が当事者となる交通事故の発生の傾向（過去10年間）

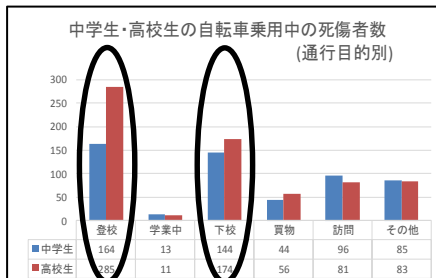
中学生・高校生ともに1年生の事故が多い

中学生・高校生ともに登下校中の事故が多い

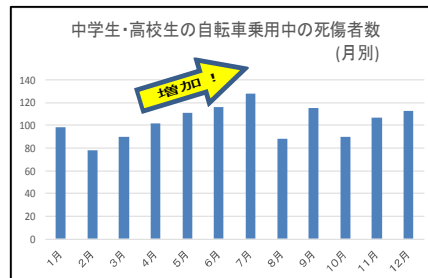
新学期から夏にかけて増加傾向



【図 1】



【図 2】



【図 3】

図1を見ると、歩行中の死傷者は学年が上がるに従って減少していますが、**自転車運転中の死傷者は、中学生から急増**しており、さらに、**中学生・高校生ともに、1年生の死傷者数が急増**していることが分かります。

また、図2・図3を見ると、**特に事故は登下校中に最も多く発生し、新学期が始まる4月から夏休みに入る7月にかけて死傷者が増加傾向**にあります。

新しい学校に入学し、慣れない通学路を通る時に交通事故に遭ったり、慣れてきたころの不注意で交通事故に遭ったりしているのかも。

2. 安全な登下校のために

○交通ルール・マナーを守ろう。

交通ルール・マナーは、自転車を安全に利用するために必要なものです。

信号無視・一時不停止・徐行不履行といった違反をしていると、そのうちに癖付いてしまい、危険な運転を繰り返すことになりかねません。普段から交通ルール・マナーをしっかり守り、交通事故に遭わない・起こさない安全な運転をしてください。

○道路を横断する時は青信号でも、車に注意しよう。

道路を横断する時に、信号を守ることはもちろんですが、青信号で横断する時でも、右側から右折車や左折車が近づいて来ている場合があります。よく確認してから横断しましょう。

○車の動きに注意しよう。

車の運転者の不注意や、車の構造上できる死角によって、運転者はあなたの自転車に気づいていない場合があります。車が接近している時、その速度などをよく見て、運転者は自分に気づいているかどうかを確かめるようにしましょう。

○ヘルメットを着用しよう。

これまでのデータでは、自転車を運転中に死亡した人のうち約7割の方が、頭部を損傷しています。万が一の交通事故から大切な命を守るためには、ヘルメットは大変有効です。自転車を運転する時は、ヘルメットを着用しましょう。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

5 月は自転車マナーアップキャンペーン実施中

高知県では、5月1日から31日までの1か月間、自転車の安全な利用の促進のため、「自転車マナーアップキャンペーン」が実施されています。

期間初日には、丸の内緑地にて開始式が行われ、土佐女子高校の生徒さんによるマナーアップ宣言が行われ、その後、帯屋町アーケード内で行われたパレードには高知追手前高校の生徒さんも参加し、多くの人に自転車の安全利用を呼びかけられました。

みなさんも、この機会に、自身の自転車の運転について振り返り、交通ルール・マナーを守った運転を習慣づけましょう。



自転車交通安全教育の時間 平成30年6月号（第56号）

Traffic Safety News

～ 自転車の交通ルールを守ろう ～



1. 中学生・高校生の交通違反について

自転車は「軽車両」であり、「車両」の仲間として交通ルール(道路交通法)を守らなくてはなりません。

右のグラフは、平成29年度中に、自転車運転者が指導警告票の交付を受けた件数(8,367件)を表しています。**そのうち、中学生・高校生は4,297件と、全件数の半数以上を占めていました。**

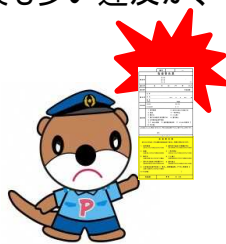
2. 中学生・高校生の違反行為の内訳

中・高校生に対する自転車指導警告票で最も多い違反が、**「並進走行」**です。

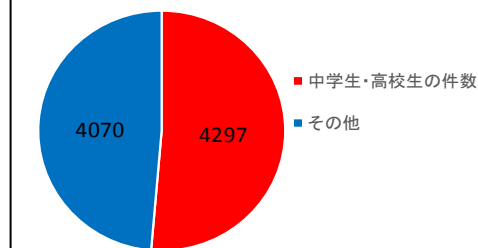
【並進走行の割合】

中学生 74.8% (1,796件中 1,344件)

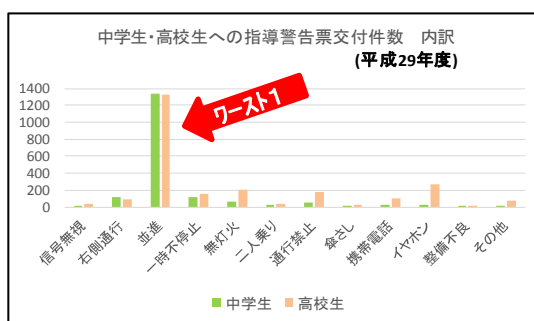
高校生 53.0% (2,501件中 1,325件)



平成29年度中の指導警告票交付件数



中学生・高校生への指導警告票交付件数 内訳 (平成29年度)



友達と横に並んで会話しながら登下校するのは楽しいと思いますが、それがルール違反になるということを知っていましたか？

3. 「並進」違反とは？

【並進違反】 罰則：2万円以下の罰金又は科料

「並進」とは、2台以上の車両が同じ速度で並んで同じ方向に進むことをいい、道路交通法で禁止されています。(第19条(並進の禁止))

自転車で友達と横に並んで走っている状態は「並進」違反です。



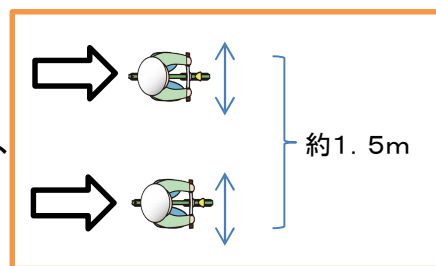
4. 「並進」の危険性

自転車が「並進」をすると、**全体の幅は軽四自動車(約1.5m)と同程度**となり、道幅の多くを占めてしまいます。

このような状態で走れば、歩行者や他の車両の通行の妨げになったり、接触・衝突したりする危険性が高まりますし、進行先にいる自転車や歩行者をよけるため、不用意に車道にはみ出す等、危ない行為にもつながります。

また、隣の人と会話をしながらの運転は、周囲への注意意識がおろそかになり、危険な状況が発生したり、迫っていても気づくのが遅れ、事故に遭う危険性も高くなります。

交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールをしっかりと守り、交通マナー(他者の安全への気配り)を意識した正しい運転を心がけましょう。



交通ルールを守り、マナーアップに努めよう！！



自転車交通安全教育の時間 平成30年7月号（第57号）

Traffic Safety News

～自転車事故を起こした場合の責任～



自転車の交通違反が原因で事故が発生し、相手に怪我をさせたり、最悪の場合は死亡させてしまうといった、自転車の運転者が加害者となるケースが増えています。もしも自転車で交通事故を起こしてしまった場合、どのような責任に問われるのでしょうか。

1. 自転車による交通事故の責任について

自転車は、自動車やバイクと同じ車両の仲間（軽車両）であり、違反をして交通事故を起こして加害者になった場合、右のような責任を負うことになります。

重大な民事上の責任

小・中・高校生が加害者となり、被害者に後遺症が残るような重大な怪我を負わせたり、死亡させて、保護者に対し数千万円の賠償金の支払いが命じられた例もあります。

事故の概要	賠償命令額
夜間、男子小学生が自転車での帰宅途中に、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折で意識が戻らないままとなった。	9,521万円
夜間、男子中学生が無灯火で自転車を運転中、歩行者の女性(75歳)が電柱を避けて車道に出た際に衝突。女性は頭部外傷により、後遺障害2級の障害を負った。	3,124万円
夜間、女子高校生が携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転中、前方を歩行中の女性(57歳)に気付かず衝突。女性は歩行困難となる後遺障害を負った。	5,000万円
朝、男子高校生が信号無視で横断歩道に進入した際、男性(62歳)が運転するオートバイと衝突。男性は頭蓋内損傷で13日後に死亡。	4,043万円

普段、使っている自転車でも、事故を起こしてしまうと、中・高校生であっても厳しい責任を負うことになります。「自転車だから・・・」「自分は子どもだから・・・」という甘い認識や行動が、場合によっては人の命を奪い、被害者はもちろん、家族や自分の周りの人々を不幸にしてしまうこともあるのです。

自転車の危険性をしっかり理解し、交通ルールやマナーを守って、人にやさしい運転を心がけましょう。

2. 自転車事故への備え

自転車安全整備士に自転車を点検・整備してもらって「安全な自転車」としてTSマークを貼ってもらえます。TSマークを貼った自転車には、傷害保険と賠償責任保険が付帯され、**赤色TSマークであれば、最大で1億円の賠償責任補償**があります。有効期間は点検・整備を受けた日から1年間です。

TSマークを貼る料金は、自転車の点検・整備を受ける料金に含まれており、店や整備箇所によって異なりますが、2,000円程度です。

※TSマーク付帯保険は、整備された自転車に適用される保険のため、本人だけでなく、家族や友人でも保険の対象となります。

※平成29年9月30日までに貼付した赤色TSマークの賠償責任補償は5,000万円です。



TSマークの種類と付帯保険の補償内容

TSマークの種類	第一種TSマーク(青マーク)	第二種TSマーク(赤マーク)
傷害補償	○入院15日以上 (一律) 1万円 ○死亡・重度後遺障害(1～4級) (一律) 30万円	○入院15日以上 (一律) 10万円 ○死亡・重度後遺障害(1～4級) (一律) 100万円
賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1～7級) (限度額) 1,000万円	○死亡・重度後遺障害(1～7級) (限度額) 一億円
見被害者	○入院15日以上 (一律) 10万円	○入院15日以上 (一律) 10万円

自転車交通安全教育の時間 平成30年9月号（第58号）

Traffic Safety News



～ 自転車の通るべき場所と正しい通行方法 ～

1. 自転車の通行場所について考えてみよう！

皆さんは、自転車に乗る時に、「どこを通るか」を考えたことはありますか？これまで普通と思って通っていた場所が、実は通ってはいけない部分だったかもしれません。

これまでお伝えしてきたとおり、自転車は車の仲間ですので、守るべき交通ルールがあり、その中で「通るべき場所」が決められています。つまり、どこでも走っていいという訳ではないのです。

今回のTSNでは、自転車が通るべき場所と、正しく通行する方法について考えてみましょう！

2. 自転車の通行場所と通行方法について

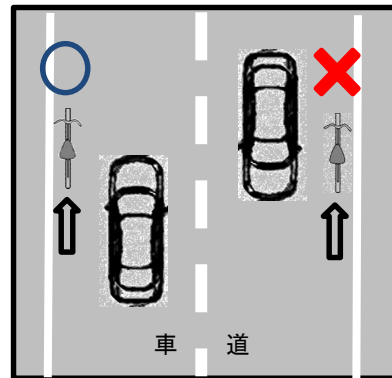
(1) 車道

自転車は、車道通行が原則であり、かつ、**車道の左端に沿って**走らなければなりません。

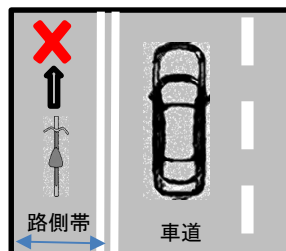
(2) 路側帯

自転車は、**進行方向の左側の路側帯**を通行することができます（右側は道路交通法違反）。

しかし、歩行者の通行の妨げになる場合や、白線二本の路側帯（歩行者用路側帯）は通行することができません。



再確認！



(3) 歩道

自転車は、下記のいずれかに該当するとき、歩道を通行することができます。

- ①「自転車通行可」の道路標識または「普通自転車通行指定部分」の道路標識がある場合
- ②運転者が児童・幼児・高齢者（70歳以上）・身体に障害を負っている場合
- ③道路工事・自動車の交通量が多い・車道が狭い等の安全のためやむを得ない場合



歩行者優先

～ 歩道を通るときは、歩行者優先 ～

自転車が歩道を通るのは例外であり、その場合は、次の注意が必要です。

- ①「普通自転車通行指定部分」がある場合は、その部分を**徐行して通行しなければならない**。（歩行者がいないうちは、歩道の状況に応じて通行することができる。）
- ②「普通自転車通行指定部分」がない場合は、**歩道中央から車道寄りを徐行して通行しなければならない**。
- ③歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、**一時停止しなければならない**。



秋の全国交通安全運動が始まります 【運動期間：9月21日（金）から9月30日（日）までの10日間】

今年の秋の全国交通安全運動の重点目標に、「**子供と高齢者の安全な通行の確保**と高齢運転者の交通事故防止」、「**夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止**」等が挙げられています。

これからは、だんだんと夕暮れが早くなってきますので、**ライトの早めの点灯や反射材等の活用**により、自分の存在を周囲に知らせる工夫をしましょう。また、この機会に自分自身の自転車の運転状況を振り返り、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、安全な運転を心がけましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

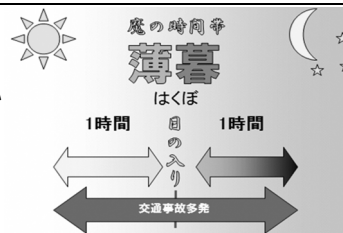
Traffic Safety News



～ 薄暮時間帯に気をつけよう！ ～

1. 「薄暮(はくぼ)」とは？

「薄暮」とは、日の入り前後の1時間をさし、10月以降は午後4時～7時くらいになります。この時間帯は、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者などの発見がお互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなるため、注意が必要です。

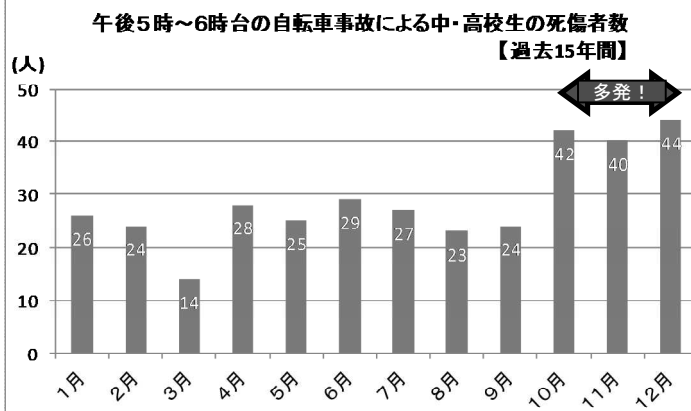


2. 10月以降は薄暮時間帯の死者数が多い

10月～12月にかけては、薄暮時間帯に重大な交通事故が発生する傾向があると言われており、高知県内でも、この時期の午後5時～6時台は、中・高校生の自転車事故による死傷者が多くなっています。



二学期は、
**下校時間帯と薄暮時間帯が
重なるから注意！！**



3. 薄暮時間帯の事故を防ぐため

① ライトは早めに点けましょう



自転車のライトは、進行方向の進路を照らすだけでなく、他の車や歩行者に対して自転車の存在を知らせる役目があります。
自転車の無灯火運転は、車のドライバーや歩行者から見落とされ、事故を引き起こす危険性が高くなります。
ライトは早めに、そして必ず点灯させることが大事です。事前に自転車のライトが点灯することを確認しておきましょう。

② 反射器材を必ず装備しましょう



反射器材は、車のライトや周囲の明かりを反射し、自分の存在を周囲にアピールしてくれます。
後方から来る車が、自転車の存在に気付きやすくなります。
自転車には反射器材を必ず装着し、破損がないかどうか、こまめに確認しましょう。

③ 明るい服装や反射材の着用を心がけましょう



明るい服装や反射材の着用は、非常に効果的です。
特に反射材を着用した場合は、黒っぽい服装と比較すると、数十メートル手前で、車の運転手が自転車の存在を発見することができます。
中・高生の制服は色が暗く、夜間は車の運転手から見えづらいという意見もありますので、反射材用品を積極的に身につけ、自分の存在を周囲にアピールすることで、交通事故を防ぐ工夫をしましょう。



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成30年11月号(第60号)

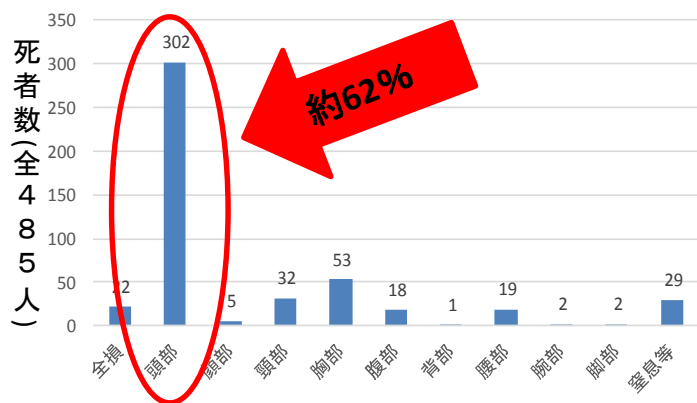
Traffic Safety News



～ もしもの時に備えて、ヘルメットを着用しよう!! ～

1. 頭部損傷の危険性について

自転車利用中の死者の損傷部位(平成29年 全国)



左のグラフは、昨年(平成29年)中に、全国で自転車利用中に交通事故に遭い、亡くなった人を損傷部位別に表しています。

頭部を損傷して亡くなった人は、全体の約62%と大部分を占めており、頭部の損傷が死につながったケースが極めて多いことがわかります。

また、死を免れたとしても、頭部に損傷を負えば重大な後遺症が残る可能性もあります。



頭部の損傷は危険です!!

2. 頭部損傷による死者のヘルメット着用状況

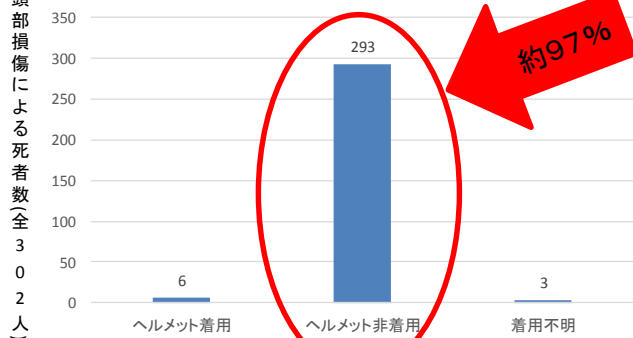
頭部の損傷により亡くなった人(302人)のうち、ヘルメットを着用しなかった人は293人で、全体の約97%を占めています。

また、この302人のうちの多くの人々が、車の外板等や路面といった硬い物と衝突して頭部を損傷しており、頭部をヘルメットで守ることが、命を守る上でとても重要です。

※ 路面で頭部を損傷した人・・・ 302人中143人(約47.4%)

車の外板等で損傷した人・・・ 302人中126人(約41.7%)

頭部損傷死者のヘルメット着用状況(平成29年 全国)



3. ヘルメットを着用しましょう!!

万が一の交通事故から命を守るためには、頭部への重大な損傷を防いでくれるヘルメットが大変役に立つと言えます。

また、ヘルメットを着用することは、ドライバーに自分の存在をアピールすることができ、ドライバーに気付いてもらうことで、事故に遭う危険性を軽減することも期待できます。

ヘルメットにより一命を取りとめた事例

車と自転車の事故発生!!



双方ともに損傷大!!



自転車の運転手は、ヘルメットをしていたおかげで、頭部に大怪我を負うことなく、一命を取りとめました。

4. おすすめは、SGマーク付きヘルメット



SGマークとは、SG基準という安全基準に適合したものについているもので、安全を保証するマークです。消費者や製造者等が設定した安全基準に達しているかどうか、衝撃吸収性試験やあごひも引っ張り試験といったヘルメットに関するあらゆる試験を行い、合格したものにつけられます。

つまり、SGマークがついているヘルメットは、厳しい試験に合格した、信頼性の高いヘルメットといえます。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を!

自転車交通安全教育の時間 平成30年12月号(第61号)

Traffic Safety News



～ 正しい道路の横断方法 ～

スケアード・ストレイト(スタントマンによる自転車交通安全教室)を実施しました

県内各地の高校等で、スタントマンが目の前で交通事故を再現する、スケアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施しました。生徒たちは、間近で交通事故が発生する様子を見て、事故が発生する原因を学び、交通ルール・マナーを守る大切さを再確認していました。



交通事故発生!!

飛び出し危険!!



標識をよく見て!!

交通ルール・マナーを守ります

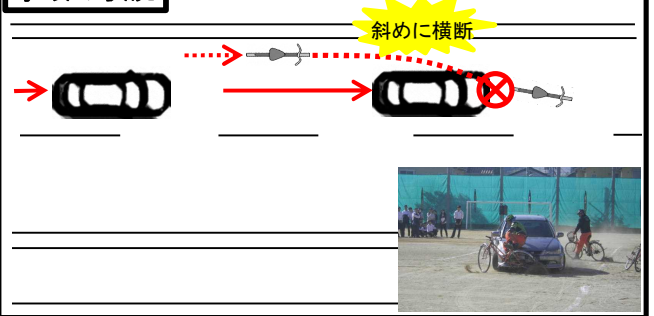


1. 道路横断時は注意が必要

皆さんは、正しい道路の横断方法を意識したことはありますか？道路を横断する時は、車などと進路が交わるため、当然、注意が必要です。

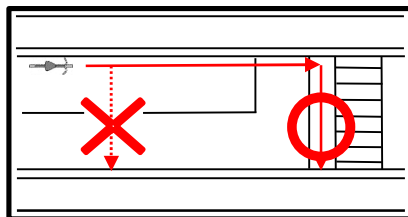
県内でも、右図のように、直線道路の左端から右端へ斜めに横断しようと進路を変更した自転車が、右後方から来ていた車に気付かず衝突して亡くなった事故が発生しています。

事故の状況



2. 正しい道路の横断方法とは

★少し遠回りでも、自転車横断帯を利用する

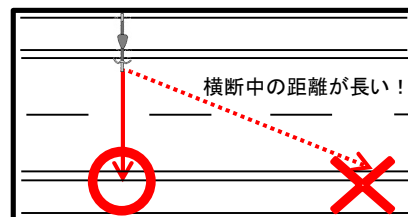


近くに自転車横断帯がある場合には、その自転車横断帯を通して横断しなくてはなりません。(道路交通法第63条の6)

★しっかりと安全確認をする

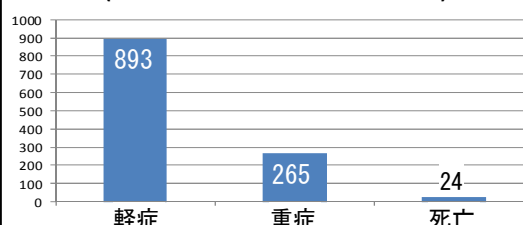
右のグラフのとおり、道路横断中に安全確認をしなかった(または不十分だった)ため死傷した自転車の運転者はたくさんいます。道路を横断したり進路を変更したりする時は、確実に安全確認をしてから渡ることを習慣付けましょう。

★最短距離で、速やかに道路を渡る



道路の斜め横断は、横断中の距離が長くなり、その分、道路を走る自動車等と衝突する危険性が高くなります。

道路横断時の安全不確認による死傷者数
(高知県:自転車乗用中、過去15年間)



自転車に乗る時は
ヘルメットの着用を!

自転車交通安全教育の時間 平成31年1月号（第62号）

Traffic Safety News



～ 歩行者に優しい運転をしましょう ～



明けましておめでとうございます。

交通事故の被害者にも加害者にもならないために、今年も、自転車の交通ルールや安全運転について一緒に勉強していきましょう。

今回のテーマは、「**歩行者に優しい運転**」についてです。

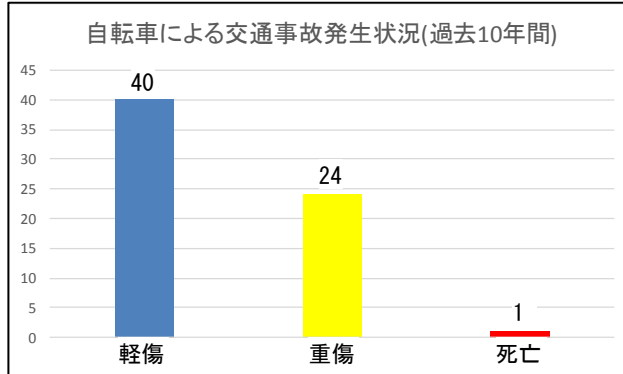
これまでも何度か取り上げてきましたが、**自転車は「軽車両」という車の仲間**であり、歩行者を相手に事故を起こすと、怪我をさせたり、場合によっては死亡させることもありますので、**普段から歩行者に優しい運転を心がけて**ください。

1. 自転車でも事故を起こせば重大な結果が生じる

右のグラフは、高知県内で過去10年間に発生した自転車事故で歩行者が死傷したものを表しています。

最近では、県外で、自転車が歩行者に衝突して死亡させてしまったという事故が大きく報道されていましたが、自転車による歩行者の死亡事故は県内でも発生しています。

自転車といえども、**歩行者にぶつかった場合には、怪我を負わせるだけでなく、最悪の場合は死亡させてしまうことがある**ことを強く意識しましょう。



2. 歩行者に優しい運転を心がけよう

重大な交通事故を起こさないためにも、自転車を運転するときは、道路交通法などの交通ルールをしっかりと守り、歩行者に優しい運転をして、歩行者や自分の安全を守ることが大切です。

歩行者を相手に事故を起こさないようにするため、次のようなことを守りましょう。

① 歩道の通行は、歩行者優先

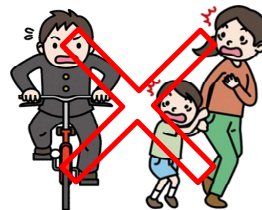
自転車は「車両」であり、本来、車道通行が原則です。**歩道通行は例外**的に認められているものであり、歩道を通るときは**車道寄りの部分を徐行**し、歩行者の通行を妨げるおそれがあれば**一時停止しなければなりません**。歩道を通行する時は、そのことを意識し、歩行者の妨げになる場合には自転車から降りるなど、歩行者優先を守りましょう。



② 歩行者の側方を通るときには安全な間隔を確保

車両が、歩行者の側方を通過するときは、**安全な間隔を保持**するか、または**徐行しなければならない**と決められています。

自転車の運転手は何気なく歩行者のそばを通っているつもりでも、歩行者が危険を感じていることがあるかもしれません。自転車の運転手にとっても、安全な間隔を取ったり、あらかじめ徐行をしたりすることで、歩行者の思いがけない動きに対応できますし、危険を感じさせることも少なくなります。



③ ながら運転をしない

県外で発生した自転車による死亡事故のうち、スマホを操作しながら運転していたものも多くあります。「スマホを操作しながら」「音楽を聴きながら」「傘をさしながら」といった「ながら運転」は絶対にやめましょう。

“ながら運転”をしていたら、**危険の予測・察知がしづらくなる**うえに、本来なら危険を回避できるはずが、**とっさの操作ができずに事故を起こす危険性が高くなります**。



自転車に乗る時はヘルメットの着用を！

自転車交通安全教育の時間 平成31年2月号（第63号）

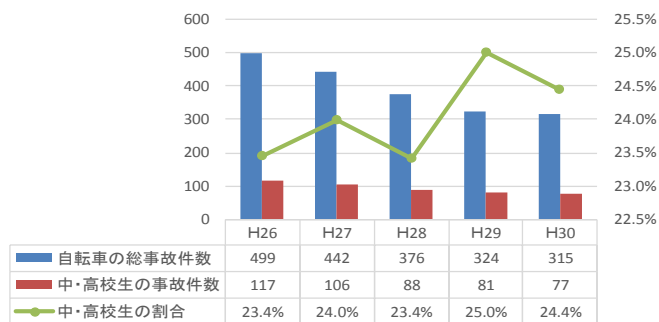
Traffic Safety News



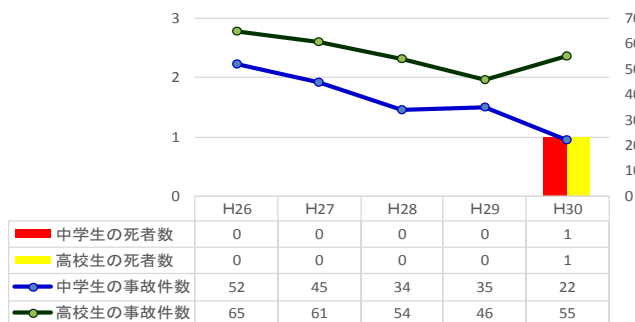
～ 平成30年中の事故を振り返って ～

1. 県内の中・高校生の自転車事故の件数と割合（平成30年中）

県内の自転車事故に占める中・高校生の割合(過去5年間)



中・高校生の自転車事故件数と死者数の推移(過去5年間)



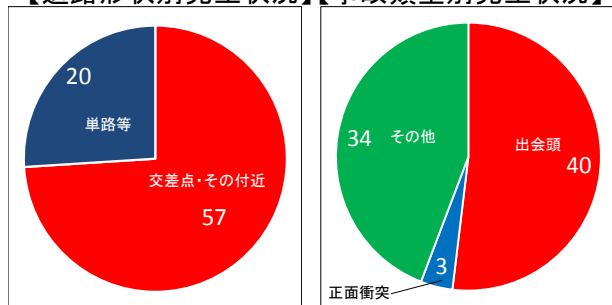
平成30年中の県内で発生した自転車に関する交通事故は、**315件**(前年対比－9件)で、発生件数は減少しているものの、**死者数と重傷者数は増加**しており、重大な自転車事故の発生が目立っていたといえます。

このうち、中学生と高校生が関係した自転車事故は**77件**(前年対比－4件)で

○ **中・高校生ともに死亡事故が1件ずつ発生** ○ **高校生の事故件数は増加**しました。

2. 中・高校生の自転車事故の特徴

【道路形状別発生状況】【事故類型別発生状況】



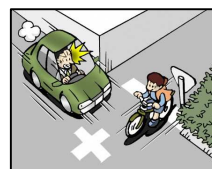
中・高校生の自転車事故には、

○ **交差点・その付近**での発生が最も多い(74%)

○ **出会頭の衝突**が最も多い(52%)

といった特徴があります。

さらに、**中・高校生側に何らかの違反があった割合は88%**で、一時不停止・不徐行といった**交差点関連違反**や安全確認や相手の動きへの注意ができてなかった**安全運転義務違反**が多くなっていました。



—— 事故に遭わないために気を付けたいこと ——



(1) 一時停止の標識(左図①)がある場所では、停止線の手前での**停止**を守りましょう。

(2) 徐行の標識(左図②)や建物等で見通しが悪い場所では、**徐行**をしましょう。

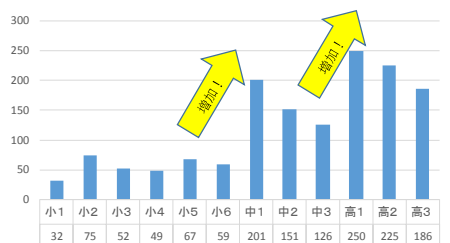
※ 徐行とは、すぐに停止ができる速度です

(3) 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、周囲の車の有無を確認し、その動きに十分注意しましょう。



3. 新学期は注意が必要！

小中高・学年別死傷者数(過去10年間)



左のグラフは、高知県内で発生した自転車事故について、小学1年生から高校3年生までの死傷者数を表しています。

これを見ると、中学1年生と高校1年生が跳ね上がっています。

新しい学校に自転車で通い始めると、慣れない道を通ることになるので、より注意が必要です。

2ヶ月後には新しい学校に通い始める生徒さんも多いと思うので、十分に注意し、安全に通学するようにしてください。



自転車交通安全教育の時間 平成31年3月号（第64号）

Traffic Safety News

～ 平成30年度のおさらい ～



今年度も、「Traffic Safety News(TSN)」を毎月、県内の全ての中学校・高校に配付してきました。その目的は、みなさんが「**交通事故の被害者にも加害者にもならない**」ためです。今月号では、この1年間で取り上げた内容のうち、特に気を付けてもらいたいことをおさらいします。

1. 自転車は「車両」の仲間

自転車は、自動車や原付バイクと同じ「**車両**」の仲間です。自転車を運転する際は、交通社会の一員として、自動車やバイクと同様に、道路交通法という交通ルールを守らなければなりません。まずは、自転車の交通ルールをまとめた「**自転車安全利用五則**」をしっかりと理解し、安全運転をしましょう。

車 両



自動車



原付バイク



軽車両(自転車等)

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

2. ヘルメットを着用しましょう

自転車を運転中に事故に遭って亡くなった人の多くは**頭部を損傷**しており、そのうち、**ヘルメットを着用してなかった人は9割以上**を占めています。

頭部を守ることは、命を守る上でとても重要です。万が一の交通事故から命を守るために、頭部への重大な損傷を防いでくれるヘルメットを着用しましょう。

※平成31年4月1日「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の人にはヘルメットを着用する努力義務が明記されています。



ヘルメットをしていたおかげで、頭部に大怪我を負うことなく、一命を取りとめました。



3. 歩行者にやさしい運転

県外では、左手にスマートフォン、右手に飲み物を持ちながらハンドルを支え、左耳にイヤホンをして自転車を運転し、歩行者と衝突して転倒させ、死亡させるという重大な交通事故が発生しています。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、乗り方を誤ると、相手に怪我を負わせたり、最悪の場合は死亡させてしまうこともあります。

自転車を運転する時は、交通ルールをしっかりと守り、思いやりを持った、**歩行者にやさしい運転**をすることが大切です。

歩行者にやさしい運転とは・・・

①歩道の通行は、歩行者優先

自転車での歩道通行時は、歩行者の通行の妨げにならないようにしなければなりません。場合によっては一時停止をし、自転車から降りて、押して歩く必要もあります。



②歩行者の近くを通るときには安全な間隔を

何気なく歩行者の側を通った時、その間隔が狭ければ歩行者が危険を感じているかもしれません。安全な間隔をとるよう意識しましょう。